

令和8年度 WEB・SNS シティプロモーション業務委託 プロポーザル実施要領

1 業務名

令和8年度 WEB・SNS シティプロモーション業務委託

2 目的

北本市はシティプロモーションコンセプトを「&green～豊かな緑に囲まれた、ゆったりとしたまちの中で、あなたらしい暮らしを。～」と定め、関係人口の増加による市への愛着醸成を目的としたシティプロモーション活動を行ってきた。WEB・SNS を利用した各種シティプロモーション事業においては、オンライン上に掲載される記事を通して市内外に対し北本市にある魅力の発見、周知を行い、市内での生活イメージや楽しみかたのイメージを認知してもらうとともに、市民ライター講座の開催等により市に関わりを持ってもらう場を生み出すことで関係人口を増やし、市への推奨・参加・感謝意欲を高めてきた。

本事業では、継続して SNS からの情報発信に市民等に関わってもらうことで、「関係人口を増やし、市への愛着醸成に繋げる」シティプロモーション活動を WEB・SNS を活用して実現することを目的とする。

また、本事業を通して、事業への参加者や事業内で発信された情報を閲覧した者が北本市のシティプロモーションについてより深く知り、興味をもってほかの事業に参加していくきっかけとなる、シティプロモーションの入口としての役割を果たすことを二次的な目的とする。

3 プロポーザルの内容

(1) 件名

令和8年度 WEB・SNS シティプロモーション業務委託

(2) 提案内容

別紙「令和8年度 WEB・SNS シティプロモーション業務委託提案仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約とし、公募型プロポーザル方式により最優秀提案者を選定する。

(4) 予算限度額

1,760,000円(税込)

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※この金額を超えて見積書が提出された場合は「失格」とし、提案内容の評価は

行わない。

(5) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月24日まで

(6) 本件プロポーザルに係るスケジュール

内 容	日 時
公募の開始	令和8年 6月11日(木)
質疑書の提出期限	令和8年 6月17日(水)
質疑書に対する回答	令和8年 6月18日(木)
参加表明書等の提出締切	令和8年 6月22日(月) 正午
提案書等の提出期限	令和8年 6月29日(月) 正午
審査結果の通知	令和8年 7月 3日(金) 予定
契約締結	令和8年 7月上旬 予定

4 参加資格

(1) 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者はこの限りでない。

ウ 本件公告の日から提案書提出の日までの期間に、北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成20年告示第39号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

エ 本件公告の日から提案書提出の日までの期間に、北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成30年告示第269号)に基づく指名除外の措置を受けていないこと。

オ 国税及び地方税の滞納がないこと。

カ 本市の物品納入等競争入札参加資格を有している(名簿に登載がある)こと。

(2) 参加資格の喪失

提案書等を提出した提案事業者が次のいずれかに該当する場合には、選考に参加することはできない。

ア 令和8年度WEB・SNSシティプロモーション業務委託プロポーザル実施要領(以下「本要領」という。)4(1)の参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ 提案書等に虚偽の記載をしたとき。

- ウ 提出期限内に提案書等が提出されなかったとき。
- エ 審査の公平性を害する行為があったとき。
- オ アからエまでに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

5 参加申し込み

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり関係書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 会社概要書（様式2） 1部
- ウ 参加資格確認書（様式3） 1部
- エ 業務実績書（様式4） 1部

(2) 提出方法

令和8年6月22日（月）正午（厳守）までに、「11 事務局」に、電子メール、持参、郵便若しくは宅配便により提出すること。電子メールの場合、件名は「令和8年度 WEB・SNS シティプロモーション業務委託プロポーザル参加申し込み」とし、到着確認を行うこと。郵便若しくは宅配便の場合は、提出期限内必着とし、到着確認を行うこと。

(3) 参加の承認

参加承認の可否については、令和8年6月23日（火）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

6 質疑及び回答

(1) 質疑書の提出

- ア 提出期限 令和8年6月17日（水）（厳守）まで
- イ 提出先 「11 事務局」
- ウ 質問様式 質疑書（様式5）
- エ 提出方法 上記ウを電子メールにより提出すること。電子メール送信後、電話にて到着確認を必ず行うこと。また、電子メールを送信する際の件名は「令和8年度 WEB・SNS シティプロモーション業務委託に関する質疑」とし、本文には提案事業者名・担当者・連絡先を必ず記載して送信をすること。

(2) 質疑に対する回答

- ア 回答期限 令和8年6月18日（木）
- イ 回答方法 質疑に対する回答は、原則として本市ホームページに質疑者匿名で

掲載する方法とし、本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

事業の提案にあたっては、実施スケジュールを記載すること。

(ア) 作成方法

A4判片面で15ページ以内とし、文字サイズ11ポイント以上とすること。必要に応じてA3も認めるが、その際は2ページとカウントすること。なお、表紙及び目次はページ数には含めない。提出の際は、正1組、副4組、計5組を紙により提出すること。正は製本し、契約相手方となる代表者の押印を行うこと。副は製本のみ行い、社名や社名が類推できる部分はできる限りマスキングすること。

イ 見積書（任意様式）

A4判で様式は自由であるが、業務名と業務金額（税込）、積算内訳（税抜）がわかるよう記載すること。また、一括値引きは認めない。

(2) 提出方法

令和8年6月29日（月）正午（厳守）までに、「11 事務局」に持参、郵送若しくは宅配便で、書類一式を提出すること。また、併せて(1)提出書類の電子データを電子メールにて提出すること。なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

8 審査

最優秀提案者の選定は、事務局の審査において、次により決定するものとする。なお、審査は非公開とする。

(1) 審査方法

企画提案書等の提出書類の内容により選考するものとする。審査の結果については、令和8年7月3日（金）までに提案書提出事業者全てに通知する。

(2) 審査項目及び審査基準

「審査基準」（別紙）に基づき、審査する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は電子メールにより通知する。なお、審査に関する異議等には一切応じない。

9 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるとき

は、中止又は取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費を北本市に請求できない。

10 受託者決定後の契約の概要

(1) 業務名

令和8年度WEB・SNSシティプロモーション業務委託

(2) 業務内容

契約締結用の仕様書は、提案仕様書、提案書を基に、協議の上決定する。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月24日

(4) 契約方法

協議の上作成した仕様書を基に、予定価格の範囲内で地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく随意契約により契約を締結する。ただし、選定された事業者が「4 参加資格」を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

(5) 支払の条件

原則、完了払いとする。ただし、前金払いや部分払いについては、受託者と協議の上、契約書で定める。

11 事務局

本業務に関する事務局（書類提出先及び問合せ先）は、下記のとおりとする。

北本市政策推進部市長公室シティプロモーション・広報担当

〒364-8633

埼玉県北本市本町1丁目111番地

TEL：048-511-9119

E-mail：citypro@city.kitamoto.lg.jp

12 その他

- (1) 提案事業者は、1者につき1つの提案しか行うことができない。
- (2) 提案の参加等に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、北本市が本件の報告、説明、公表等に必要の場合は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 参加申請書等は原則として公開しない。ただし本件に係る情報公開請求があった場合は、北本市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合があるものとする。
- (5) 提出書類等は一切返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。

- (6) 契約は提案内容に準拠して行う予定だが、契約候補者と協議の上、変更する場合もある。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、提案事業者が負うこととする。
- (8) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (9) 提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りでない。